

2024 清水エスパルス応援定期預金規定



清水銀行

令和6年3月2日 制定

(9-0-08-30)

この預金は、本規定で定めた条項によるほか「しみず定期預金規定集」の共通規定、自動継続自由金利型定期預金（M型）規定〔単利型〕、「しみず預金規定集」の総合口座取引規定及び「しみずダイレクトバンキングサービス利用規定」「清水みなとインターネット支店ご利用規定」に基づきお取り扱いさせていただきます。

1. (預入対象者)

2024 清水エスパルス応援定期預金取扱期間中に新規でお預け入れの個人の方。

2. (預け入れ)

- (1) この預金は、1口10万円以上とし、預入期間1年の自動継続自由金利型定期預金（M型）〔単利型〕でのお預入れとします。
- (2) この預金は、当行本支店の窓口およびしみずダイレクトバンキングサービスによる清水みなとインターネット支店へのお預入れとします。
- (3) 定期預金通帳、総合口座通帳でのお預け入れとします。但し、しみずダイレクトバンキングサービスによる清水みなとインターネット支店へのお預け入れの場合は通帳の発行、通帳への記帳および証書の発行は行いません。

3. (約定利率)

預入日の自由金利型定期預金（M型）預入期間1年ものの店頭および当行ホームページ表示利率となります。

4. (自動継続)

- (1) この預金は、満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）〔単利型〕に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の約定利率は、継続日における店頭および当行ホームページに表示した自由金利型定期預金（M型）預入期間1年ものの利率とします。

5. (付利単位・満期日前解約)

- (1) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
- (2) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じです）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって計算し、この預金とともに支払います。

次のAまたはBのうちいずれか低い利率を満期日前解約利率とし、この利率がCを下回る場合は、Cを満期日前解約利率とします。

A. 預入日（継続したときは最後の継続日）のスーパー定期1年ものの店頭表示利率×下記預入期間に応じた掛目

B. 預入日から解約日までの預入期間に対応する預入日現在のスーパー定期の店頭表示利率に90%を乗じた利率。

ただし、預入期間が1ヵ月に満たない場合は、解約日における普通預金の利率とします。

C. 解約日における普通預金の利率

〔預入期間に応じた掛目〕

I 6か月未満

解約日における普通預金の利率

II 6か月以上1年未満

預入日（継続したときは最後の継続日）のスーパー定期1年ものの店頭表示利率×50%

以上